

看護職員処遇改善キャンペーン

「看護職員の賃金制度の抜本的見直しに関する勉強会」開催

・勉強会日時：~~令和5年1月24日（火）13：30～16：00（勉強会終了しました）~~

2月15日（水）13：30～16：00

・対象職種：看護管理者・事務長・人事担当者

・開催方法：両日ともWEB開催 ・申し込み：WEB申し込み

・受講料：無料

令和4年11月18日国家公務員医療職俸給表（三）の級別標準職務表を改正する人事院規則が交付されました。改正内容は①副看護師長を新たに3級とし、従来3級であった看護師長の基本的な位置づけを4級とする。②特に高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する看護師の職務を新たに3級に位置づけるというものです。日本看護協会は病院勤務の看護職員の賃金のあり方について「看護職の賃金モデル」を公表し、その普及を図っています。

看護管理者の皆様が、看護職の賃金制度について理解し、行動を起こすことができるように看護職員の賃金見直しに関する勉強会を開催します。

勉強会の申し込みは大阪府看護協会 HP WEB による申し込み（マナブル）より申し込んでください。

公益社団法人 大阪府看護協会

労働環境支援事業部

担当：本多・落合・辻

TEL：06-6947-6900

e-mail：rodo@osaka-kangokyokai.or.jp